

權衡	秤	秤	秤
分銅	天	大	秤
計	計	計	計
合計	二七四六九三	一八二	二七六七一七
	二七七一六五一	二七七一六五一	二八五七一七九

自明治二十一年四月  
至同二十二年三月 西洋形權衡検査員數

種類	検査員數	内	譯
臺秤	一〇八三	農商務省	大阪府
羅馬秤	一〇五	一〇三一	一〇五二
書翰秤	二一七〇	二〇〇一	二〇四
計	四四五八	二一七	二四三
天	四三	四一五九	二九一
分銅	六九八五	四二	九
合計	一一四八六	六九二八	五七七
	一一二二九	三	五七

二月七日

内務省地理局海上氣象報告者注意ヲ示ス

官報抄録

容年十二月二十七日本省令第十一號ヲ以テ本年一月一日ヨリ内國航船外國航船ニ限リ毎月海上氣象表ヲ製シ本局中央氣象臺ニ報告スヘキ成規ヲ定メラレタリ依リテ右報告者ニ對シ注意ノ件々ヲ示スコト左ノ如シ 二十二年二月七日

海上氣象報告心得

一海上氣象報告は海上氣象圖編製の材料に供せらるものなり海上氣象圖は航海の便利に供し兼ねて諸般の利益を為さるものなり故に注意して精實にこれを記載せよ



一 観測時は本邦の標準時 英國グリニツク東經百三十五度に對する子午線の時分

なり午前二時六時十時午後二時六時十時の六回をもつて定規とを故に必を其定時ことに観測を

かゝ時間を移さる報告紙に記入せよ

但し事故ありて其観測を缺くときは虚線をもつて缺測を示すべし

一 其時に對する本船所在の経緯度は實測或は推測をもつてこきを記入せよ

一 風の方向は三十二方位に隨ひ風力はビオフィラルトの配法を用ひ一より十二に至るものを記入せよ

但ビオフィラルトの配法は左のこと

○ 静穩

一 稍船舶を進むるに足る

二 一節乃至二節

三 三節乃至四節

四 五節乃至六節

五 「ロヤル」等を掲げ

六 「シニングル、リフト、トップスル」

及「トップスル」等を掲げ

七 「ゲアル、リフト、トップスル」

及「トリプル、リフト、トップスル」等を掲げ

八 「クロス、リフト、トップスル」等を掲げ

九 「クロース、リフト、トップスル」

及「ユース」等を掲げ

十 「クロース、リフト、メイン、トップスル」及「リ

総帆を掲げ平波上を航する者

「クロース、ホール」は得るもの



一 フト、ホールスル<sup>ル</sup>まで掲げ走るを得る者

十一 「ストーム、ステールスル」のみ掲げ得るもの

十二 片帆をも掲ぐる能はざる者

一 晴雨計の度目は佛<sup>フ</sup>厘寒暖計の度目は攝<sup>セ</sup>氏<sup>シ</sup>を  
採用せよといへども此度目の器械を備へざる時は  
は現在測器の度目に就きて之を記せざるも妙けな  
しと自然きともこれを佛厘及び攝氏の度目に改  
算して記せざるを得は更に佳なりとす

一 晴雨計の附着寒暖計は専ら晴雨計水銀の温度を  
知らんが為め其きは晴雨計と共に之ヲ記入せよ

一 空氣の寒暖計は火氣と日光とに感せざる處に置  
きて之れを測り報告表中乾球の行に記入せよ

一 濕球寒暖計は其器を供へざることあるべきを以  
て必し由これに記入せよを要せよ其器を供へ  
たるときは濕球の布片に適度の水を保ちあるや  
否等に注意して観測を為せよ

一 晴雨計及び寒暖計は其度目を測り讀取りの終を  
記せよ

一 上層雲とは卷雲の種類を云ひ下層雲とは其他を  
云ふあり

一 雲の量は一箇の雲なきを零とし満天曇るを十  
とせし零より十に至る数を以てこれを示せよ  
一 天氣はビオフラートの記號を以て記せよ其  
記號は左のこと

〆 蒼天



e 曇天

d 朦雨

f 霧

g 満天暗黒

h 電

i 電光

m 烟霧

o 陰鬱

p 驟雨

q 陣風

r 雨

s 雪

t 雷鳴

u 險悪なる天氣模様

v 晴雨に拘らず遠物を望得る事

w 露

一 波浪の高さは全く波浪無きを零とて怒濤山の如きを九とて零より九に至る配法を以て記すへし

一 海水の温度は航海上にも學術上も必用のものなりは可成定時の観測を要し其測法は船首より於て海水を汲み揚け直に寒暖計を其海水に入れて測るへし汲置きの水は用をなさず又寒暖計を取出すこと太に速かなれば其度を示すに充分ならず凡そ十五分間もして取出し直にこれを読むへし海水を汲む桶を日光を受け暖かなるものを用ふきはられか為めに海水の温度を變せしむることあり又其水



少量なれば忽ちに空氣の温度と全様にならへけ  
きは夫等に注意せよべきこと最も必用なりとす

一海水の重量も測り得るときははられを記入せよ  
一液量器を具へたる船を以て其度を記入  
し持たざる時は一升の目方を測りてこれを記入  
せよ

一潮流の方向及び速度ははられを測り得るとき記  
入せよ

一潮流の調査を成さんる為めに各國の船舶本船所  
在の経緯度と年月日時を記して瓶に入れ堅く其口  
を栓して海中に投ずるものなり故にもし瓶の海  
中に浮ぶあれば注意してこれを取揚げ検査せよ  
こと要用なりもし其中に年月日時と経緯度を記

したるものあらはこれを雜記中にしよ  
一更に本  
船の所在と年月日時を其紙にしよ  
一加へて其瓶  
に入し堅く其口を栓して再び海中に投せよ  
一若  
し船中に不用の瓶あらは本船所在の経緯度年月  
日時を記して投し置かば本邦沿海の潮流を調ふ  
るには最好き材料たるべし

一暴風雨の時は定時外と雖も屢々観測を為し雜記  
中ニ記入せよ

一氣象器械中晴雨計寒暖計の如きは其器善良に  
て眞實の度目を示さずきは折角の観測も單に無  
効なるのみならず或は有害となるべし故に此器  
械は先分の検査をなすことを要す若し検査を請  
はんと欲せば東京の中央氣象臺(東京竹橋北詰)



門内)に持参して比較を求むへ一尤中央氣象臺に  
遠隔より地にあつては最寄測候所にも其需に應  
じへ一沿海地方測候所の位置は左のこと

鹿兒島 測候所 薩摩國鹿兒島易居町

宮寄 全 日向國宮寄郡上別府村縣廳構

高知 全 土佐國高知公園地内(旧城二ノ

和歌山 全 紀伊國和歌山港男野芝町吹上

大分 全 豊後國大分郡大分町縣廳構内

廣島 全 安藝國廣島木玉町縣廳構内

大阪 全 摂津國大阪西區江ノ子島府廳

長寄 全 肥前國西彼杵郡長寄十善寺郷

巖原 全 對馬國下縣郡巖原宮谷町島廳

赤間関 全 長門國赤間関區関後地村大山

境 全 伯耆國會見郡(境港)境町字西花

濱松 全 遠江國敷知郡濱松高町郡役所構内

沼津 全 駿河國駿東郡沼津城内町

銚子 全 下総國海上郡(銚子港)荒野村

金沢 全 加賀國金沢區廣段通縣廳構内

構内

字中ノ平

構内

字八ツケ迫

屋敷



伏木	測候所	越中國射水郡伏木港
新潟	全	越後國新潟區學校町
秋田	全	羽後國南秋田郡秋田長野町
石巻	全	陸前國牡鹿郡石巻日和山續字 鰯山
宮古	全	陸中國東閉伊郡宮古港
青森	全	陸奥國東津輕郡青森町縣廳構 内
函館	全	渡島國函館區高砂町
壽都	全	後志國壽都郡壽都港郡役所構 内
根室	全	根室國花咲郡花咲町

一晴雨計寒暖計の器差は必らず左の書式に従ひ之

晴雨計		寒 暖 計			
示度	改正数	晴雨計		寒 暖 計	
		示度	改正数	示度	改正数

を書し毎月海上氣象報告の首に貼付せし